

川口市監査告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和7年1月6日

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 川口市監査委員 | 澤野 | 高雄 |
| 同       | 金井 | 洋  |
| 同       | 福田 | 洋子 |
| 同       | 古川 | 九一 |

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

### 3 監査の対象

#### （1）監査の対象

都市計画部

#### （2）選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和3年11月1日～令和3年11月29日

## 4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

## 5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク   | 監査の着眼点                                                                                                       |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)未収金  | ア 調定額・調定の時期は適切か<br>イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか<br>ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか                             |
| (2)現金   | ア 帳票等と現金は突合しているか<br>イ 紛失・盗難のリスクはないか                                                                          |
| (3)補助金等 | ア 必要な手続きは行われているか<br>イ 実績報告は形骸化していないか<br>ウ 補助事業の効果の検証は行われているか                                                 |
| (4)契約事務 | ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か<br>イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか<br>ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか<br>エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか |
| (5)財産管理 | ア 備品受払簿と現物の実地照合はされているか<br>イ 返納手続済で処分されていないものはないか                                                             |

## 6 監査の実施内容

### (1) 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和6年9月30日

### (2) 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和6年11月28日

### (3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により  
試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[計画管理課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 都市計画図等頒布雑入

イ 支出事務

(イ) 旅費

(イ) 消耗品費

(ウ) 住居表示街区案内板修繕料

ウ 契約事務

(ア) 住居表示街区表示板張替業務等の委託契約

(イ) 大型インクジェットプリンター等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

[都市計画課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 屋外広告物許可申請等の手数料

(イ) 屋外広告物講習会受講手数料雑入

イ 支出事務

(ア) 都市計画審議会委員等の報酬

(イ) バリアフリー基本構想推進協議会委員等の報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 全国地区計画推進協議会負担金等

ウ 契約事務

(ア) 景観情報サイト運営管理等業務等の委託契約

(イ) 電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手等の受払い

[都市交通対策室]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 都市交通基盤整備事業寄附金

イ 支出事務

(ア) 交通体系将来構想推進会議報償金

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) コミュニティバス運行事業費補助金等

ウ 契約事務

(ア) コミュニティバス再編基本方針等策定業務等の委託契約

(イ) 軽乗用自動車の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

[住宅政策課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 住宅使用料等

イ 支出事務

(ア) 弁護士等の報償金

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 根岸台高層住宅R C－B棟通路階段等の修繕料

(オ) 住宅改修資金助成金等

ウ 契約事務

(ア) 市営住宅管理代行業務等の委託契約

(イ) 軽乗用自動車の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[開発審査課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 開発許可等申請手数料

イ 支出事務

- (ア) 開発審査会委員報酬
- (イ) 弁護士等報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費

ウ 契約事務

- (ア) 開発行為等データ更新・保守管理業務等の委託契約
- (イ) 軽乗用車等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[建築安全課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 建築許可等申請手数料等の手数料

イ 支出事務

- (ア) 建築審査会委員報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 道路後退用地分筆補助金等

ウ 契約事務

- (ア) 指定道路管理システムデータ更新業務等の委託契約

(イ) カラーレーザープリンター等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手等の受払い

[みどり課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 用途地域等証明手数料

(イ) 環境みどり事業寄附金

イ 支出事務

(ア) 緑化対策委員会委員報酬

(イ) 自然ふれあい教室講師報償金等

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 種苗費

(カ) 緑と花いっぱい会の補助金等

ウ 契約事務

(ア) 生産緑地等管理業務システム改修業務等の委託契約

(イ) 軽貨物車賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

## 第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

## 1 収入事務について

都市計画課の手数料において、歳入を収入する際の調定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

また、手数料に係る事務において、文書の保存が、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

都市計画課の手数料において、現金出納簿の記入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

開発審査課の手数料において、収納金の払込等が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

都市計画課の雑入において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

## 2 財産管理について

住宅政策課の所管する公印の管理において、川口市財産規則及び川口市公印規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

みどり課の所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

都市交通対策室の郵便切手等の受払いにおいて、受払簿の整理が、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

### 第3 意見

#### 1 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。

#### 2 その他

住宅政策課の所管する歳入歳出外現金である市営住宅敷金について、適切に管理されたい。